

京丹波町 通学路等交通安全プログラム

～通学路等の安全確保に関する取組方針～

平成27年3月

(平成31年4月改訂)

(令和3年4月改訂)

(令和4年4月改訂)

(令和5年4月改訂)

京丹波町教育委員会

1. プログラムの目的

平成24年以降、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、各小中学校の通学路危険箇所について関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策を検討・実施してきました。

また、令和元年には、未就学児が日常的に集団で移動する経路について、関係機関が連携して緊急合同点検を実施し、各主体が必要な対策を実施してきました。

今後も引き続き通学路及び未就学児が日常的に集団で移動する経路（以下「通学路等」という。）の安全確保に向けた取組を行うため、このたび「京丹波町通学路交通安全プログラム」を踏襲し、プログラムの内容に未就学児を加えた「京丹波町通学路等交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、通学路等の安全確保を図っていきます。

2. 推進体制

本プログラムは、次の関係機関・部署で構成する「京丹波町通学路等安全推進会議」（以下「推進会議」という。）で推進していきます。

- ・ 国土交通省近畿地方整備局京都国道事務所
- ・ 国土交通省近畿地方整備局福知山河川国道事務所
- ・ 京都府南丹土木事務所
- ・ 京都府南丹警察署
- ・ 京都府南丹教育局
- ・ 京丹波町小中学校長会
- ・ 京丹波町総務課
- ・ 京丹波町土木建築課
- ・ 京丹波町企画情報課
- ・ 京丹波町子育て支援課
- ・ 京丹波町教育委員会

* 必要に応じて、関係団体、学識経験者等を加える。

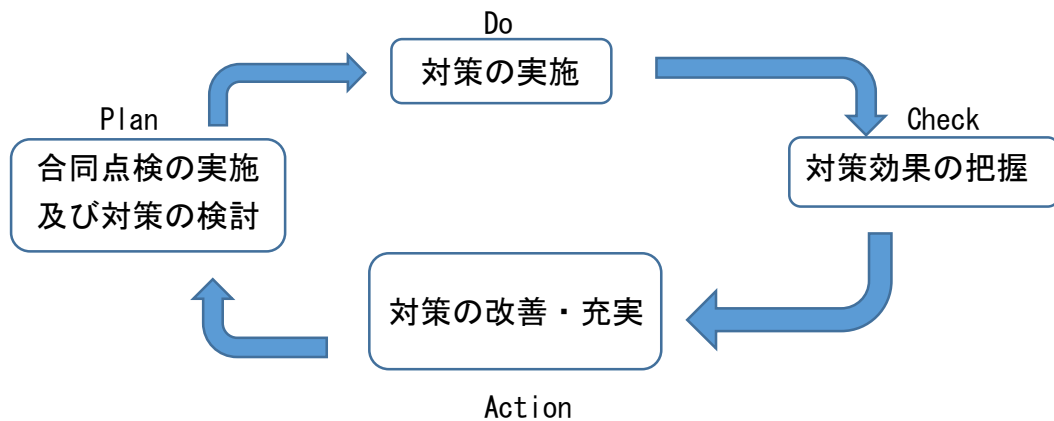
3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路等の安全を確保するため、引き続き合同点検を実施するとともに、対策実施後の効果把握を行い、さらなる対策の改善・充実を図ります。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路等の安全性の向上を図っていきます。

【通学路等安全確保のためのP D C Aサイクル】



(2) 定期的な合同点検

① 合同点検の時期等

- ・ 町内の通学路等について、1年に1回合同点検を実施します。
- ・ 効率的、効果的に合同点検を行うため、各小中学校、認定こども園（以下「学校等」という。）から報告のあった危険箇所について、定期的に点検を実施します。

② 合同点検の体制

- ・ 推進会議のメンバーにより合同点検を行います。

(3) 対策の検討

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や看板設置等のハード対策、交通規制や通学路等の一部変更等のソフト対策など、対策必要箇所に応じた具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(5) 対策の把握

安全対策が実施された箇所等について、期待した効果が上がっているか等を確認するため、学校等関係者や地域住民等に対する意見聴取を実施する等、安全対策の効果把握に努めます。

(6) 対策の改善・充実

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4. 箇所図・箇所一覧表の公表

学校等ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し公表します。